

総合支援資金（生活支援費）【特例貸付】のご案内

◆申請・相談窓口は、お住まいの市区町村の社会福祉協議会です。

<申込みに際して必要な書類等>

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、在留カード（特別永住者証明書）、パスポート、健康保険証等 ＊外国籍の方は在留カード（特別永住者証明書）必須
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	（減収の場合） 収入減前と後の給与明細、または給与の振り込まれている口座明細、就業先の休業等が確認できるもの （失業の場合） 離職票、退職時の源泉徴収票等 上記の書類は「収入の減収状況にかかる申立書」を記入する際の資料となります。 用意ができない場合はなくても構いません。
③印鑑	シャチハタ不可。 朱肉を付けて押印するものをご用意ください。
④住民票	発行3か月以内の続柄が記載されている世帯員全員の住民票 外国籍の方は、在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。
⑤通帳またはキャッシュカード	貸付金の振込みを希望する金融機関の口座の通帳またはキャッシュカード（本人名義に限る）

◆その他必要に応じて愛知県社会福祉協議会より追加で書類を求められることがあります。

◆なお、緊急小口資金（特例貸付）の貸付を受けた場合、貸付金の送金の事実（送金先と送金を確認できる（記帳された）預金通帳のコピー提出）をもって、①、④の提出を省くことができます。

- 新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。
- 審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。
- 虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

<貸付できない世帯>

- ◆生活保護受給中の世帯
- ◆この特例による貸付をすでに愛知県及び他都道府県で借りている世帯
- ◆借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- ◆破産申立手続き中の方
- ◆本会が貸付不相当と判断する世帯